

令和 7 年 度

江 北 町 下 水 道 事 業 会 計 予 算 書

議案第 2 3 号

令和 7 年度江北町下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度江北町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	3, 1 6 5 戸
(2) 年間総排水量	6 7 6, 9 1 5 m ³
(3) 一日平均排水量	1, 8 5 5 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道施設ストックマネジメント事業	7 5, 2 0 0 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	6 1 3, 5 5 8 千円
第 1 項 営業収益	1 1 0, 0 6 4 千円
第 2 項 営業外収益	5 0 3, 4 9 0 千円
第 3 項 特別利益	4 千円
支 出	
第 1 款 下水道事業費用	6 1 1, 8 2 0 千円
第 1 項 営業費用	5 4 6, 0 8 0 千円
第 2 項 営業外費用	6 4, 6 3 6 千円
第 3 項 特別損失	1 0 4 千円
第 4 項 予備費	1, 0 0 0 千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 1 8 5, 6 3 4 千円は、当年度分損益勘定留保資金 1 7 4, 0 8 5 千円及び当年度利益剰余金処分量 1 1, 5 4 9 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	2 6 0 , 9 0 0 千円
第 1 項 企業債	3 8 , 2 4 0 千円
第 2 項 他会計出資金	1 4 3 , 0 0 0 千円
第 3 項 他会計補助金	4 0 , 7 5 5 千円
第 4 項 国庫補助金	3 7 , 6 4 3 千円
第 5 項 負担金等	1 , 2 6 2 千円
支 出	
第 1 款 資本的支出	4 4 6 , 5 3 4 千円
第 1 項 建設改良費	7 9 , 2 8 0 千円
第 2 項 企業債償還金	3 6 7 , 2 5 4 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	3 5 , 5 4 0 千円	証書借入	6 . 0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公営企業会計適用事業	2 , 7 0 0 千円			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、3 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 22,401千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、54,712千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち11,549千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして
11,549千円

上記の議案を提出する。

令和7年3月4日

江北町長 山 田 恭 輔